

規程等の改正

○ 「支払請求書の様式等に関する規程」、「福祉事業の実施に関する規程」及び「福祉事業等の取扱いについて」の一部改正について

(災害補償課)

今般、「一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律」(平成6年法律第33号)の一部改正が行われ、1日の勤務時間が8時間から7時間45分に改められたこと(平成21年4月1日から施行)に伴い、「支払請求書の様式等に関する規程」(昭和49年基金規程第3号)、「福祉事業の実施に関する規程」(昭和47年基金規程第4号)及び「福祉事業等の取扱いについて」(昭和61年消基発第92号)の一部を別添1～3のとおり改正しましたので、ご通知します。

平成21年3月6日消基発第83号
各市町村長、各消防補償等組合管理者、各水防組合管理者、水害予防組合管理者、消防基金常務理事通知

第1 支払請求書の様式等に関する規程の一部改正関係

1 改正内容

休業補償費内訳書(別記様式第5号)の改正〔同内訳書中休業補償費の算式の一部休業した日の項中の改正〕

「8時間」を「7.75時間」に改正したこと。

2 施行関係

この改正は、平成21年4月1日から施行することとしたこと。(なお、平成21年3月31日以前の日については、従前のとおり8時間で算定すること。)



第2 福祉事業の実施に関する規程の一部改正関係

1 改正内容

休業援護金請求書（別記基金様式第10号）の改正〔同請求書中休業援護金の算式の一部休業した日の項中の改正〕

「8時間」を「7.75時間」に改正したこと。

2 施行関係

この改正は、平成21年4月1日から施行することとしたこと。（なお、平成21年3月31日以前の日については従前のおり8時間で算定すること。）

第3 福祉事業等の取扱いについての一部改正関係

1 改正内容

「療養のため1日の全部休業する必要はないが、通院等のため、農業等の個人営業に従事することができなかった場合」の休業援護金の支給において、「8」を「7.75（平成21年3月31日以前の日については8）」に改正したこと。

2 施行関係

この改正は、平成21年4月1日から施行することとしたこと。

（別添1～3 略）